

適用法令、条例等		内 容	担当部署	都市計画区域		都市計画区域外	
				市街化	調整		
建築基準法	第42条	道路の定義 2項道路	: 建築基準法に定められる道路であること : 建築行為等に係る道路幅員整備に関する指導要綱				
	第43条	接道義務 (県建築基準法施行条例 第20条、 21条)	: 特建で200㎡をこえるものは4m以上必要 : 申請敷地内の延べ面積の合計が1,000㎡ をこえるものは6m以上必要 : 上記以外は2m以上必要	○	○	-	
	第56条の2	日影による中高層の 建築物の高さの制限	: 住居系用途地域に影響を与える場合、 別表4(2)該当				
	第22条、第23条	屋根の不燃化、外壁の防火規定	: 準防火地域を除く用途地域内	○	-	-	
	第48条	用途地域	: 建築物の用途の制限				
	第52条 第53条	容積率 建ぺい率	: 100%、200%、300%、400% : 50%、60%、70%、80%	都市政策課	○	○	-
都市計画法	第29条	開発行為の許可	: 建築(特定工作物)行為を目的とする 形質の変更(切土、盛土行為:H=1.0m) 区画の変更(道路設置等)	建築住宅課	1,000㎡ 以上	全て	10,000㎡ 以上
	第43条	開発許可をうけた土地以外 の土地における建築等の制限	: 市街化調整区域の建築等の許可		-	○	-
	第53条	建築の許可	: 都市計画施設(都市計画道路)の区域 または市街地開発事業の施行区域		○	○	-
日向市景観条例 (景観法)	第10条	届出が必要な行為	: 細島地区・牧水の里・美々の里・日豊海岸 景観計画	都市政策課	○	○	○
	第20条	大規模建築物等の新築等の届出 (新築、改築、外観の過半にわたる 色彩の変更時の届出)	: 高さ15mまたは建築面積1,000㎡超える建築物 : 高さ3m超える擁壁、垣、さく、門、塀 : 高さ6m超える煙突、排気塔 : 高さ15m超えるRC柱、鉄柱、木柱 : 高さ8m超える高架水槽、サイロ、物見塔、タンク : 敷地面積3,000㎡以上のゴルフ練習場、プラント : 敷地面積1,000㎡以上の屋外物品集積、貯蔵施設				
風致地区 地区計画		条例なし	H27.4.1風致地区廃止		-	-	-
	都市計画法 建築基準法	用途、敷地面積、壁面の位置 色彩、形状、外構の制限	: 財光寺南地区、日向市駅周辺地区、財光寺池地区、 中町地区 地区整備計画区域内		○	-	-
日向市特別用途地区 内建築制限条例		大規模集客施設の建築の制限、 禁止	: 床面積1万㎡を超えるもの(劇場、映画館、演芸場、 観覧場、店舗、飲食店、展示場、券売所等)	都市計画課 建築住宅課	○	-	-
土地区画整理法	第76条	建築行為等の制限	: 建築行為には許可が必要	市街地整備課	○	-	-
消防法	第9条、第9条の2 第15条、第17条	日向市火災予防条例	: 火気使用に関する条例、住宅用火災報知機の設置 : 映写室の構造、消防用設備等の設置	日向市消防本部 予防課	○	○	○
高圧ガス保安法	第24条	圧縮天然ガスの設備	: 家庭用設備の設置に係る基準(20L以上120L未満)	九州経済産業局	○	○	○
ガス事業法	第40条の4		: ガス消費機器の技術上の基準				
駐車場法	第20条	附置等に関する条例なし			-	-	-
水道法	第16条		: 給水装置の構造	水道課	○	○	○
下水道法	第10条第1項及び第3項、第25条の2、第30条第1項		: 排水設備の設置、構造	下水道課	○	-	-
宅地造成等規制法	第8条第1項、第12条第1項		: 宅地造成工事規制区域なし		-	-	-
屋外広告物法	第3条～第5条	宮崎県屋外広告物条例	: 工作物(屋外広告物)に関する制限あり (禁止物件並びに禁止地域等及び規制地域等)	日向土木事務所	○	○	○
土砂災害防止法	第23条、第24条	特別警戒区域内の制限 急傾斜地崩壊危険区域 の建築制限	: 居室を有する建築物の構造、建築確認の適用 : 区域内においては建築制限あり 崩壊対策施工済みでも協議・許可が必要		○	○	○
県建築基準法 施行条例	第4条				○	○	○
	第5条	がけに近接する建築物 の建築制限	: 高さ2m、傾斜30度を越えるもの	建築住宅課	○	○	○

建築確認申請に伴う関係法令早見表

	適用法令、条例等		内容	担当部署	都市計画区域 市街化調整		都市計画 区域外
日向市建築基準法 施行細則	第5条	確認申請書に添付する図書	: 危険物及び工場・事業調書、浄化槽設置概要書 不適格建築物調書、がけの断面図 地形図(縮尺2500分の1)	建築住宅課	○	○	○
	第13条	施工状況報告	: 工事監理の状況、工程写真を提出 1~3号建築物、100㎡以上の住宅(併用住宅含む) 中間検査は法第7条の3第1項第1号の共同住宅のみ				
	第16条	垂直積雪量	: 0.15m、標高166m超え0.0003・Is-0.05・rs+0.1				
	第22条	角地緩和	: 道路が120度以内でつくる内角側のかど敷地 : 周辺の長さの3分の1以上が道路に接する敷地など				
	第27条 第28条	確認申請手数料等の減免 照合票の確認(許可)申請に添付	: 区画整理等の公共事業による立ち退き、災害で滅失 : 市役所の関係各課へ持ち回りし、申請時に添付				
用途地域の指定のない区域における建築形態規制値の指定 H20.7.25日向市告示第123号			: 容積率200%、建ぺい率70% 道路斜線勾配1.5、隣地斜線20m+勾配1.25		-	○	-
日向市建築協定条例	建築基準法第69条	認可事例なし	: 敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備		-	-	-
建築物省エネ法	第12条	省エネ基準適合性判定	: 非住宅部分が2,000㎡以上の建築物		○	○	○
	第19条	届出	: 延べ面積300㎡以上の建築物		○	○	○
建設リサイクル法	第10条	資材の再資源化	: 建築物の解体80㎡、新増築500㎡以上		○	○	○
バリアフリー法	第14条	特別特定建築物	: 2,000㎡以上は建築物移動等円滑化基準適合義務 (公衆便所は50㎡以上)		○	○	○
県福祉のまち条例		バリアフリー化	: すべての公共的施設が対象、事前協議を要する		○	○	○
日向市耳川出水災害 危険区域に関する条 例		耳川出水災害危険区域 の建築制限	: H16幸脇島川地区、H18東郷町山陰広瀬地区 H20美々津町田代ヶ原地区、H22幸脇地区、飯谷地区 H24幸脇(幸木)地区において建築行為制限あり	建設課	-	-	○
道路法		市道に関する申請	: 道路境界立会、占用、道路内の工事		○	○	○
自然公園法		日豊海岸国定公園	: 建築及び造成行為制限		○	○	○
日向市の環境と自然 を守る条例	第27条	開発行為についての届出	: 2000㎡以上の土地の区画形質の変更	環境政策課	○	○	○
	第29条	家畜飼養施設の新増設の届出	: 牛、馬、豚、山羊、めん羊、鶏類及びあひる				
	第34条	騒音発生施設の届出	: 特定工場等の騒音に関する規制				
農地法	第4条 第5条	農地転用、農業振興地域確認	: 地目、農業振興地域の確認が必要	農業委員会	○	○	○
港湾法	第40条第1項	臨港地区の分区内の規制	: 宮崎県が管理する港湾の臨港地区内の分区における 構築物の規制に関する条例	北部港湾事務所	○	○	-
浄化槽法	第3条	浄化槽によるし尿処理	: し尿、雑排水の公共用水域等へ放流制限	日向保健所、下水道課	○	○	○
浄化槽法	第3条の2第1項	浄化槽によるし尿処理	: 浄化槽以外の処理設備の制限	建築住宅課			
日向市浄化槽設置 整備補助金交付要綱		住宅の浄化槽設置補助金	: 浄化槽(5人槽以上10人槽以下)	下水道課	○	○	○
県浄化槽指導要領	第4条	設置基準	: 構造等の基準 : 設置場所及び放流先の基準	日向保健所、 放流先施設管理者	○	○	○
土壤汚染対策法	第4条	土壤の調査	: 3,000㎡以上の土地の形質の変更	日向保健所	○	○	○
民法	第234条	隣地境界における制限	: 建築物は境界より離隔距離が50cm以上必要	弁護士、司法書士等	○	○	○
風俗営業法			: 営業形態の規制あり	日向警察署	○	○	○
森林法	第10条の2 第27条	林地開発行為 保安林解除	: 1ha以上の民有林の開発(土地の掘削、盛土) : 保安林の解除には申請が必要	東臼杵農林振興局 北部森林管理署	○	○	○
日向市伝統的建造物 群保存地区保存条例	第6条	現状変更行為の規制	: 建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、除却、 外観の変更、宅地の造成、土地の形質の変更	教育委員会	-	-	美々津 伝建地区
文化財保護法	第93条、第94条	埋蔵文化財発掘の届出	: 埋蔵文化財包蔵地での工事		○	○	○
電波法	第102条の2	高層建築物等に係る届出	: 電波伝搬障害防止区域内の31m超の建築物・工作物	九州総合通信局	○	○	○
建設工事公衆災害防 止対策要綱	土木工事編 第32 建築工事編 第17	鉄道沿線工事 公共設備等への対策	: 概ね線路中心から8m以内はJRと協議が必要 : あらかじめ関係機関との協議が必要	宮崎総合鉄道事業部等	○	○	○

※早見表は関係する法令を抜粋したものであり、記載以外の法令も遵守する必要があります。R10612